

# 議 事 資 料

平成27年度千葉県自殺対策連絡会議

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正について |    |
| ・ 新要綱                      | 1  |
| ・ 新旧対照表                    | 3  |
| (2) 千葉県の自殺の現状について          |    |
| ・ 各種統計数値                   | 5  |
| (3) 自殺対策推進事業の取組について        |    |
| ・ 平成27年度実施事業               | 11 |
| (4) 自殺対策基本法の改正について         |    |
| ・ 改正に係る経緯                  | 13 |
| ・ 自殺対策基本法改正案               | 14 |
| ・ 新旧対照表                    | 19 |
| (5) 今後の取組について              |    |
| ・ 千葉県自殺対策推進計画の改正について       | 24 |

## (別添資料)

|      |               |                     |
|------|---------------|---------------------|
| 資料 1 | 冊子            | 千葉県における自殺の統計【衛生研究所】 |
| 資料 2 | 冊子            | 千葉県自殺対策推進計画取組状況一覧   |
| 資料 3 | 相談会開催案内       | 【千葉司法書士会】           |
| 資料 4 | 初診優先枠パンフレット   | 【千葉県精神神経科診療所協会】     |
| 資料 5 | 市川市の自殺対策について  | 【市川市】               |
| 資料 6 | ボランティア相談員募集   | 【千葉いのちの電話】          |
| 資料 7 | 自死遺族の声を支援につなぐ | 【千葉いのちの電話】          |

## (その他)

啓発冊子「あなたのこころ元気ですか？」

## 千葉県自殺対策連絡会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された付属機関ではない。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
- (2) 関係団体等の情報交換に関すること
- (3) その他、自殺対策の連携に関し必要な事項

### (構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。

2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。

3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。

4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

### (会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。

第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。

2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。

3 部会は、検討する課題等に関係する機関をもって構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

### (事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県が定める。

第8条 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月14日から施行する。

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

千葉県自殺対策連絡会議構成員

団体・機関名

|    |                               |
|----|-------------------------------|
|    |                               |
| 1  | 公益社団法人千葉県医師会                  |
| 2  | 千葉県弁護士会                       |
| 3  | 一般社団法人千葉県精神神経科診療所協会           |
| 4  | 千葉労働局労働基準部健康安全課               |
| 5  | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉産業保健総合支援センター |
| 6  | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院     |
| 7  | 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院            |
| 8  | 千葉県市町村保健活動連絡協議会               |
| 9  | 社会福祉法人千葉いのちの電話                |
| 10 | 特定非営利活動法人ザフト                  |
| 11 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社               |
| 12 | 千葉県市長会町村会合同事務局                |
| 13 | 千葉県保健福祉局地域福祉課                 |
| 14 | 千葉市こころの健康センター                 |
| 15 | 千葉司法書士会                       |
| 16 | 日本司法支援センター千葉地方事務所             |
| 17 | 一般社団法人千葉県薬剤師会                 |
| 18 | 公益社団法人千葉県看護協会                 |
| 19 | 千葉県中小企業団体中央会                  |
| 20 | 一般社団法人千葉県商工会議所連合会             |
| 21 | 千葉県商工会連合会                     |
| 22 | 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会              |
| 23 | 一般社団法人千葉県労働者福祉協議会             |
| 24 | 一般社団法人千葉県介護福祉士会               |
| 25 | 株式会社千葉日報社                     |
| 26 | 千葉県保健所長会                      |
| 27 | 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課            |
| 28 | 千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課           |
| 29 | 千葉県衛生研究所                      |
| 30 | 千葉県精神保健福祉センター                 |
| 31 | 千葉県精神科医療センター                  |
| 32 | 千葉県環境生活部生活安全課                 |
| 33 | 千葉県商工労働部雇用労働課                 |
| 34 | 千葉県健康福祉部障害福祉課                 |
| 35 | 千葉県健康福祉部健康づくり支援課              |

## (設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された付属機関ではない。

## (所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
- (2) 関係団体等の情報交換に関すること
- (3) その他、自殺対策の連携に関し必要な事項

## (構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。

- 2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
- 4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

## (会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。

第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。

- 2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。
- 3 部会は、検討する課題等に関係する機関をもって構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

## (事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県が定める。

第8条 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

## 附 則

- この要綱は、平成18年2月24日から施行する。  
 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成18年7月20日から施行する。  
 この要綱は、平成19年2月9日から施行する。  
 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成19年7月23日から施行する。  
 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成22年10月14日から施行する。  
 この要綱は、平成22年12月24日から施行する。  
 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。  
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## (設置及び目的)

第1条 千葉県の総合的な自殺対策を円滑に推進するため、「千葉県自殺対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

なお、この連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された付属機関ではない。

## (所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する事業の実施に関すること
- (2) 関係団体等の情報交換に関すること
- (3) その他、自殺対策の連携に関し必要な事項

## (構成)

第3条 連絡会議の構成員は別表に掲げる機関の者とする。

- 2 連絡会議に座長及び副座長各一人を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は連絡会議を総理し、座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
- 4 必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

## (会議)

第4条 連絡会議は必要に応じて県が招集する。

第5条 連絡会議は、必要に応じ、部会を置き、課題等について個別的に検討する。

- 2 部会は、連絡会議に検討の経過及び結果を報告する。
- 3 部会は、検討する課題等に関係する機関をもって構成し、必要に応じ、別表に掲げる機関以外の者の出席を依頼することができる。

## (事務局)

第6条 連絡会議の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県が定める。

第8条 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

## 附 則

- この要綱は、平成18年2月24日から施行する。  
 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成18年7月20日から施行する。  
 この要綱は、平成19年2月9日から施行する。  
 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成19年7月23日から施行する。  
 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成22年10月14日から施行する。  
 この要綱は、平成22年12月24日から施行する。  
 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。  
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

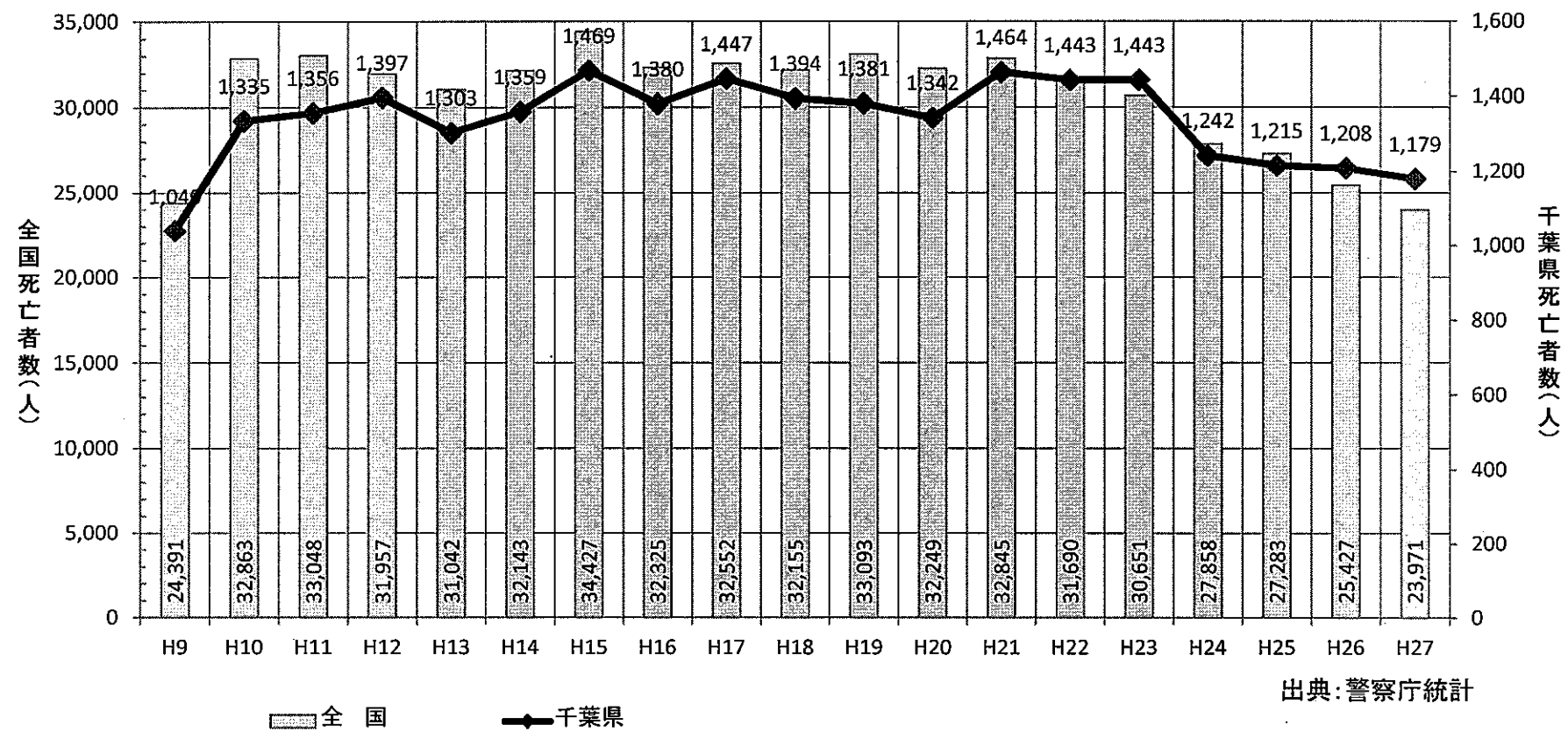
## 千葉県自殺対策連絡会議構成員

|    | 団体・機関名                        |
|----|-------------------------------|
| 1  | 公益社団法人千葉県医師会                  |
| 2  | 千葉県弁護士会                       |
| 3  | 一般社団法人千葉県精神神経科診療所協会           |
| 4  | 千葉労働局労働基準部健康安全課               |
| 5  | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉産業保健総合支援センター |
| 6  | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院     |
| 7  | 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院            |
| 8  | 千葉市市町村保健活動連絡協議会               |
| 9  | 社会福祉法人千葉いのちの電話                |
| 10 | 特定非営利活動法人ザフト                  |
| 11 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社               |
| 12 | 千葉市長会町村会合同事務局                 |
| 13 | 千葉市保健福祉局地域福祉課                 |
| 14 | 千葉市こころの健康センター                 |
| 15 | 千葉司法書士会                       |
| 16 | 日本司法支援センター千葉地方事務所             |
| 17 | 一般社団法人千葉県薬剤師会                 |
| 18 | 公益社団法人千葉県看護協会                 |
| 19 | 千葉県中小企業団体中央会                  |
| 20 | 一般社団法人千葉県商工会議所連合会             |
| 21 | 千葉県商工会連合会                     |
| 22 | 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会              |
| 23 | 一般社団法人千葉県労働者福祉協議会             |
| 24 | 一般社団法人千葉県介護福祉士会               |
| 25 | 株式会社千葉日報社                     |
| 26 | 千葉県保健所長会                      |
| 27 | 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課            |
| 28 | 千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課           |
| 29 | 千葉県衛生研究所                      |
| 30 | 千葉県精神保健福祉センター                 |
| 31 | 千葉県精神科医療センター                  |
| 32 | 千葉県環境生活部生活安全課                 |
| 33 | 千葉県商工労働部雇用労働課                 |
| 34 | 千葉県健康福祉部障害福祉課                 |
| 35 | 千葉県健康福祉部健康づくり支援課              |

## 千葉県自殺対策連絡会議構成員

|    | 団体・機関名                        |
|----|-------------------------------|
| 1  | 公益社団法人千葉県医師会                  |
| 2  | 千葉県弁護士会                       |
| 3  | 一般社団法人千葉県精神神経科診療所協会           |
| 4  | 千葉労働局労働基準部健康安全課               |
| 5  | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉産業保健総合支援センター |
| 6  | 独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院       |
| 7  | 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院            |
| 8  | 千葉市市町村保健活動連絡協議会               |
| 9  | 社会福祉法人千葉いのちの電話                |
| 10 | 特定非営利活動法人ザフト                  |
| 11 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社               |
| 12 | 千葉市長会町村会合同事務局                 |
| 13 | 千葉市保健福祉局地域福祉課                 |
| 14 | 千葉市こころの健康センター                 |
| 15 | 千葉司法書士会                       |
| 16 | 日本司法支援センター千葉地方事務所             |
| 17 | 一般社団法人千葉県薬剤師会                 |
| 18 | 公益社団法人千葉県看護協会                 |
| 19 | 千葉県中小企業団体中央会                  |
| 20 | 一般社団法人千葉県商工会議所連合会             |
| 21 | 千葉県商工会連合会                     |
| 22 | 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会              |
| 23 | 一般社団法人千葉県労働者福祉協議会             |
| 24 | 一般社団法人千葉県介護福祉士会               |
| 25 | 株式会社千葉日報社                     |
| 26 | 千葉県保健所長会                      |
| 27 | 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課            |
| 28 | 千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課           |
| 29 | 千葉県衛生研究所                      |
| 30 | 千葉県精神保健福祉センター                 |
| 31 | 千葉県精神科医療センター                  |
| 32 | 千葉県環境生活部生活安全課                 |
| 33 | 千葉県商工労働部雇用労働課                 |
| 34 | 千葉県健康福祉部障害福祉課                 |
| 35 | 千葉県健康福祉部健康づくり支援課              |

### 全国・千葉県の自殺死亡者数の年次推移



出典：警察庁統計

○統計数字は、自殺者の発見日・発見地で集計しており、外国人も含まれている。平成27年は速報値、平成26年以前は確定値。

| 年次  | H9     | H10    | H11    | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 千葉県 | 1,040  | 1,335  | 1,356  | 1,397  | 1,303  | 1,359  | 1,469  | 1,380  | 1,447  | 1,394  | 1,381  | 1,342  | 1,464  | 1,443  | 1,443  | 1,242  | 1,215  | 1,208  | 1,179  |
| 全国  | 24,391 | 32,863 | 33,048 | 31,957 | 31,042 | 32,143 | 34,427 | 32,325 | 32,552 | 32,155 | 33,093 | 32,249 | 32,845 | 31,690 | 30,651 | 27,858 | 27,283 | 25,427 | 23,971 |

平成27年 月別自殺者数前年比較

(警察庁発表 平成27年12月末速報値)

| 区分          | 1月  | 2月    | 3月    | 4月    | 5月     | 6月    | 7月    | 8月    | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 計     |         |
|-------------|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 全<br>国      | H26 | 2,079 | 1,878 | 2,317 | 2,229  | 2,262 | 2,068 | 2,024 | 2,188  | 2,257  | 2,233  | 2,096  | 1,796 | 25,427  |
|             | H27 | 2,052 | 1,766 | 2,300 | 2,091  | 2,235 | 2,003 | 2,055 | 1,901  | 1,880  | 2,019  | 1,869  | 1,800 | 23,971  |
|             | 増減  | ▲ 27  | ▲ 112 | ▲ 17  | ▲ 138  | ▲ 27  | ▲ 65  | 31    | ▲ 287  | ▲ 377  | ▲ 214  | ▲ 227  | 4     | ▲ 1,456 |
|             |     | -1.3% | -6.0% | -0.7% | -6.2%  | -1.2% | -3.1% | 1.5%  | -13.1% | -16.7% | -9.6%  | -10.8% | 0.2%  | -5.7%   |
| 千<br>葉<br>県 | H26 | 87    | 88    | 102   | 128    | 120   | 98    | 97    | 98     | 93     | 107    | 98     | 92    | 1,208   |
|             | H27 | 90    | 80    | 119   | 111    | 119   | 90    | 98    | 113    | 90     | 89     | 89     | 91    | 1,179   |
|             | 増減  | 3     | ▲ 8   | 17    | ▲ 17   | ▲ 1   | ▲ 8   | 1     | 15     | ▲ 3    | ▲ 18   | ▲ 9    | ▲ 1   | ▲ 29    |
|             |     | 3.4%  | -9.1% | 16.7% | -13.3% | -0.8% | -8.2% | 1.0%  | 15.3%  | -3.2%  | -16.8% | -9.2%  | -1.1% | -2.4%   |

※遺体の発見場所及び発見日による

平成26年及び平成27年の自殺者数等の比較（都道府県別）

|     | 平成26年（確定値） |       | 平成27年（速報値） |       | 自殺者数対前年比 |          |
|-----|------------|-------|------------|-------|----------|----------|
|     | 自殺者数<br>人  | 自殺死亡率 | 自殺者数<br>人  | 自殺死亡率 | 増減数<br>人 | 増減率<br>% |
| 全国  | 25,427     | 20.0  | 23,971     | 18.9  | △1,456   | △5.7     |
| 北海道 | 1,151      | 21.3  | 1,147      | 21.2  | △4       | △0.3     |
| 青森  | 299        | 22.6  | 286        | 21.7  | △13      | △4.3     |
| 岩手  | 374        | 29.1  | 313        | 24.4  | △61      | △16.3    |
| 宮城  | 519        | 22.3  | 455        | 19.5  | △64      | △12.3    |
| 秋田  | 277        | 26.7  | 278        | 26.8  | 1        | 0.4      |
| 山形  | 252        | 22.3  | 244        | 21.6  | △8       | △3.2     |
| 福島  | 477        | 24.7  | 436        | 22.5  | △41      | △8.6     |
| 茨城  | 570        | 19.5  | 550        | 18.8  | △20      | △3.5     |
| 栃木  | 433        | 21.9  | 413        | 20.9  | △20      | △4.6     |
| 群馬  | 428        | 21.7  | 461        | 23.3  | 33       | 7.7      |
| 埼玉  | 1,378      | 19.0  | 1,301      | 18.0  | △77      | △5.6     |
| 千葉  | 1,208      | 19.5  | 1,179      | 19.0  | △29      | △2.4     |
| 東京  | 2,636      | 19.7  | 2,471      | 18.5  | △165     | △6.3     |
| 神奈川 | 1,422      | 15.6  | 1,382      | 15.2  | △40      | △2.8     |
| 新潟  | 609        | 26.3  | 576        | 24.9  | △33      | △5.4     |
| 富山  | 266        | 24.9  | 228        | 21.3  | △38      | △14.3    |
| 石川  | 199        | 17.2  | 233        | 20.2  | 34       | 17.1     |
| 福井  | 145        | 18.4  | 122        | 15.4  | △23      | △15.9    |
| 山梨  | 257        | 30.6  | 205        | 24.4  | △52      | △20.2    |
| 長野  | 480        | 22.8  | 415        | 19.7  | △65      | △13.5    |
| 岐阜  | 453        | 22.2  | 434        | 21.3  | △19      | △4.2     |
| 静岡  | 755        | 20.4  | 733        | 19.8  | △22      | △2.9     |
| 愛知  | 1,395      | 18.7  | 1,300      | 17.4  | △95      | △6.8     |
| 三重  | 356        | 19.5  | 357        | 19.6  | 1        | 0.3      |
| 滋賀  | 288        | 20.3  | 276        | 19.5  | △12      | △4.2     |
| 京都  | 471        | 18.0  | 419        | 16.1  | △52      | △11.0    |
| 大阪  | 1,386      | 15.7  | 1,278      | 14.5  | △108     | △7.8     |
| 兵庫  | 1,147      | 20.7  | 1,036      | 18.7  | △111     | △9.7     |
| 奈良  | 250        | 18.2  | 240        | 17.4  | △10      | △4.0     |
| 和歌山 | 199        | 20.5  | 203        | 20.9  | 4        | 2.0      |
| 鳥取  | 114        | 19.9  | 104        | 18.1  | △10      | △8.8     |
| 島根  | 166        | 23.8  | 175        | 25.1  | 9        | 5.4      |
| 岡山  | 326        | 16.9  | 388        | 20.2  | 62       | 19.0     |
| 広島  | 569        | 20.1  | 524        | 18.5  | △45      | △7.9     |
| 山口  | 271        | 19.2  | 287        | 20.4  | 16       | 5.9      |
| 徳島  | 169        | 22.1  | 130        | 17.0  | △39      | △23.1    |
| 香川  | 180        | 18.3  | 162        | 16.5  | △18      | △10.0    |
| 愛媛  | 314        | 22.5  | 289        | 20.7  | △25      | △8.0     |
| 高知  | 177        | 24.0  | 113        | 15.3  | △64      | △36.2    |
| 福岡  | 1,083      | 21.3  | 939        | 18.4  | △144     | △13.3    |
| 佐賀  | 166        | 19.9  | 156        | 18.7  | △10      | △6.0     |
| 長崎  | 295        | 21.3  | 262        | 18.9  | △33      | △11.2    |
| 熊本  | 340        | 19.0  | 375        | 20.9  | 35       | 10.3     |
| 大分  | 233        | 19.9  | 204        | 17.4  | △29      | △12.4    |
| 宮崎  | 278        | 25.0  | 271        | 24.3  | △7       | △2.5     |
| 鹿児島 | 382        | 22.9  | 335        | 20.1  | △47      | △12.3    |
| 沖縄  | 284        | 20.0  | 286        | 20.1  | 2        | 0.7      |

注 1、平成27年は警察庁提供データ（12月末の速報値）により内閣府が作成（自殺者数は、死体が発見された都道府県及び月に計上している。）  
 2、自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数  
 3、人口は、平成26年10月1日現在で算定（平成27年4月17日に公表された総務省「人口推計年報」に基づく）



平成27年の月別の自殺者数について

(12月末の速報値)

【平成28年1月7日集計】

1 自殺者総数

|     | 合計     | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数  | 23,971 | 2,052 | 1,766 | 2,300 | 2,091 | 2,235 | 2,003 | 2,055 | 1,901 | 1,880 | 2,019 | 1,869 | 1,800 |
| うち男 | 16,641 | 1,435 | 1,228 | 1,617 | 1,474 | 1,585 | 1,412 | 1,361 | 1,296 | 1,265 | 1,424 | 1,303 | 1,241 |
| うち女 | 7,330  | 617   | 538   | 683   | 617   | 650   | 591   | 694   | 605   | 615   | 595   | 566   | 559   |

2 都道府県別自殺者数

| 都道府県 | 合計    | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道  | 1,147 | 94  | 66  | 111 | 103 | 102 | 96  | 105 | 99  | 92  | 99  | 108 | 72  |
| 青森   | 286   | 28  | 22  | 25  | 24  | 29  | 29  | 32  | 18  | 19  | 17  | 18  | 25  |
| 岩手   | 313   | 28  | 16  | 22  | 24  | 39  | 31  | 35  | 20  | 24  | 21  | 33  | 20  |
| 宮城   | 455   | 38  | 39  | 37  | 31  | 43  | 56  | 43  | 36  | 26  | 33  | 42  | 31  |
| 秋田   | 278   | 20  | 21  | 24  | 26  | 21  | 29  | 22  | 30  | 19  | 28  | 15  | 23  |
| 山形   | 244   | 28  | 17  | 18  | 12  | 27  | 27  | 23  | 12  | 23  | 22  | 20  | 15  |
| 福島   | 436   | 28  | 28  | 42  | 44  | 42  | 30  | 34  | 45  | 39  | 42  | 34  | 28  |
| 東京都  | 2,471 | 229 | 164 | 248 | 177 | 220 | 218 | 183 | 211 | 208 | 197 | 203 | 213 |
| 茨城   | 550   | 48  | 51  | 53  | 56  | 48  | 52  | 42  | 45  | 33  | 46  | 36  | 40  |
| 栃木   | 413   | 33  | 32  | 44  | 47  | 29  | 37  | 33  | 21  | 29  | 42  | 38  | 28  |
| 群馬   | 461   | 35  | 45  | 47  | 42  | 42  | 35  | 39  | 31  | 31  | 40  | 35  | 39  |
| 埼玉県  | 1,301 | 113 | 93  | 147 | 113 | 116 | 120 | 116 | 91  | 87  | 107 | 100 | 98  |
| 千葉県  | 1,179 | 90  | 80  | 119 | 111 | 119 | 90  | 98  | 113 | 90  | 89  | 89  | 91  |
| 神奈川県 | 1,382 | 107 | 107 | 141 | 127 | 116 | 107 | 131 | 114 | 102 | 129 | 99  | 102 |
| 新潟   | 576   | 45  | 43  | 43  | 60  | 55  | 47  | 53  | 42  | 46  | 48  | 60  | 34  |
| 山梨   | 205   | 14  | 17  | 27  | 18  | 18  | 11  | 15  | 15  | 19  | 21  | 14  | 16  |
| 長野   | 415   | 31  | 28  | 44  | 40  | 43  | 37  | 39  | 25  | 36  | 28  | 30  | 34  |
| 静岡県  | 733   | 66  | 51  | 66  | 59  | 82  | 51  | 55  | 58  | 53  | 74  | 49  | 69  |
| 富山   | 228   | 25  | 10  | 32  | 17  | 24  | 18  | 13  | 19  | 24  | 16  | 17  | 13  |
| 石川県  | 233   | 18  | 17  | 23  | 23  | 19  | 13  | 17  | 26  | 17  | 18  | 19  | 23  |
| 福井   | 122   | 9   | 10  | 12  | 4   | 5   | 8   | 16  | 14  | 10  | 11  | 12  | 11  |
| 岐阜   | 434   | 41  | 38  | 40  | 36  | 40  | 24  | 48  | 38  | 33  | 42  | 28  | 26  |
| 愛知   | 1,300 | 99  | 96  | 117 | 123 | 145 | 106 | 106 | 105 | 119 | 105 | 100 | 79  |
| 三重   | 357   | 37  | 34  | 35  | 28  | 40  | 29  | 30  | 19  | 27  | 28  | 23  | 27  |
| 滋賀   | 276   | 18  | 22  | 29  | 19  | 25  | 23  | 23  | 20  | 29  | 21  | 19  | 28  |
| 京都   | 419   | 40  | 28  | 38  | 42  | 44  | 25  | 39  | 25  | 44  | 40  | 31  | 23  |
| 大阪   | 1,278 | 129 | 83  | 120 | 93  | 129 | 99  | 108 | 111 | 92  | 121 | 93  | 100 |
| 兵庫県  | 1,036 | 105 | 85  | 85  | 95  | 85  | 87  | 95  | 73  | 73  | 94  | 84  | 75  |
| 奈良   | 240   | 19  | 15  | 24  | 20  | 22  | 20  | 26  | 15  | 19  | 22  | 20  | 18  |
| 和歌山  | 203   | 16  | 20  | 18  | 31  | 13  | 13  | 16  | 13  | 17  | 17  | 14  | 15  |
| 鳥取   | 104   | 8   | 10  | 10  | 7   | 15  | 10  | 7   | 6   | 6   | 11  | 8   | 6   |
| 島根   | 175   | 9   | 17  | 17  | 15  | 16  | 22  | 9   | 16  | 17  | 14  | 11  | 12  |
| 岡山   | 388   | 35  | 28  | 31  | 34  | 33  | 33  | 38  | 36  | 31  | 27  | 35  | 27  |
| 広島   | 524   | 43  | 42  | 43  | 48  | 58  | 41  | 49  | 33  | 41  | 47  | 40  | 39  |
| 山口   | 287   | 17  | 21  | 31  | 23  | 28  | 23  | 21  | 28  | 24  | 22  | 25  | 24  |
| 徳島   | 130   | 9   | 13  | 17  | 12  | 9   | 13  | 7   | 14  | 9   | 5   | 12  | 10  |
| 香川   | 162   | 12  | 15  | 10  | 15  | 11  | 17  | 9   | 18  | 8   | 10  | 17  | 20  |
| 愛媛   | 289   | 26  | 19  | 26  | 27  | 27  | 29  | 20  | 20  | 20  | 33  | 22  | 20  |
| 高知   | 113   | 6   | 9   | 10  | 15  | 11  | 6   | 14  | 13  | 10  | 4   | 11  | 4   |
| 福岡   | 939   | 88  | 64  | 110 | 72  | 95  | 74  | 76  | 70  | 75  | 73  | 67  | 75  |
| 佐賀   | 156   | 20  | 9   | 18  | 12  | 10  | 8   | 14  | 9   | 12  | 13  | 13  | 18  |
| 長崎   | 262   | 23  | 31  | 20  | 23  | 17  | 25  | 22  | 20  | 19  | 23  | 23  | 16  |
| 熊本   | 375   | 25  | 24  | 37  | 31  | 34  | 34  | 26  | 28  | 27  | 36  | 32  | 41  |
| 大分   | 204   | 15  | 18  | 19  | 20  | 17  | 18  | 23  | 17  | 23  | 14  | 7   | 13  |
| 宮崎   | 271   | 23  | 20  | 30  | 26  | 22  | 25  | 23  | 18  | 22  | 20  | 21  | 21  |
| 鹿児島  | 335   | 31  | 26  | 24  | 33  | 29  | 33  | 31  | 26  | 32  | 25  | 25  | 20  |
| 沖縄   | 286   | 31  | 22  | 16  | 33  | 21  | 24  | 31  | 25  | 24  | 24  | 17  | 18  |

※ 自殺者数は、死体が発見された都道府県及び月に計上している。

平成27年 千葉県における月別自殺者(年齢層別)

(警察庁発表)

| 区分    |     | 1月     | 2月     | 3月    | 4月     | 5月    | 6月     | 7月     | 8月    | 9月     | 10月    | 11月    | 12月   | 計      |
|-------|-----|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 県全体   | H26 | 87     | 88     | 102   | 128    | 120   | 98     | 97     | 98    | 93     | 107    | 98     | 92    | 1,208  |
|       | H27 | 90     | 80     | 119   | 111    | 119   | 90     | 98     | 113   | 90     | 89     | 89     | 91    | 1,179  |
|       | 増減  | 3      | ▲ 8    | 17    | ▲ 17   | ▲ 1   | ▲ 8    | 1      | 15    | ▲ 3    | ▲ 18   | ▲ 9    | ▲ 1   | ▲ 29   |
|       |     | 3.4%   | -9.1%  | 16.7% | -13.3% | -0.8% | -8.2%  | 1.0%   | 15.3% | -3.2%  | -16.8% | -9.2%  | -1.1% | -2.4%  |
| 若年層   | H26 | 28     | 29     | 28    | 31     | 32    | 41     | 33     | 30    | 24     | 28     | 29     | (27)  | 333    |
|       | H27 | 20     | 27     | 29    | 31     | 29    | 18     | 18     | 31    | 16     | 26     | 29     |       | 274    |
|       | 増減  | ▲ 8    | ▲ 2    | 1     | 0      | ▲ 3   | ▲ 23   | ▲ 15   | 1     | ▲ 8    | ▲ 2    | 0      |       | ▲ 59   |
|       |     | -28.6% | -6.9%  | 3.6%  | 0.0%   | -9.4% | -56.1% | -45.5% | 3.3%  | -33.3% | -7.1%  | 0.0%   |       | -17.7% |
| 若年層以外 | H26 | 59     | 59     | 74    | 97     | 88    | 57     | 64     | 68    | 69     | 79     | 69     | (65)  | 783    |
|       | H27 | 70     | 53     | 90    | 80     | 90    | 72     | 80     | 82    | 74     | 63     | 60     |       | 814    |
|       | 増減  | 11     | ▲ 6    | 16    | ▲ 17   | 2     | 15     | 16     | 14    | 5      | ▲ 16   | ▲ 9    |       | 31     |
|       |     | 18.6%  | -10.2% | 21.6% | -17.5% | 2.3%  | 26.3%  | 25.0%  | 20.6% | 7.2%   | -20.3% | -13.0% |       | 4.0%   |

若年層は40歳未満の者をいう。

各月別の暫定値を集計した資料のため、年間確定値と一致しない場合がある。

県内市町村男女別増減内訳

| 市町村   | 平成26年(1～11月) |     |       | 平成27年(1～11月) |     |       | 増減  |     |     |
|-------|--------------|-----|-------|--------------|-----|-------|-----|-----|-----|
|       | 男            | 女   | 計     | 男            | 女   | 計     | 男   | 女   | 計   |
| 千葉市   | 103          | 58  | 161   | 116          | 50  | 166   | ▲13 | ▲8  | ▲5  |
| 銚子市   | 10           | 6   | 16    | 11           | 3   | 14    | ▲1  | ▲3  | ▲2  |
| 市川市   | 53           | 35  | 88    | 40           | 20  | 60    | ▲13 | ▲15 | ▲28 |
| 船橋市   | 59           | 34  | 93    | 65           | 30  | 95    | ▲6  | ▲4  | ▲2  |
| 館山市   | 8            | 1   | 9     | 9            | 5   | 14    | ▲1  | ▲4  | ▲5  |
| 木更津市  | 23           | 7   | 30    | 17           | 12  | 29    | ▲6  | ▲5  | ▲1  |
| 松戸市   | 56           | 26  | 82    | 46           | 24  | 70    | ▲10 | ▲2  | ▲12 |
| 野田市   | 20           | 7   | 27    | 18           | 7   | 25    | ▲2  | ▲0  | ▲2  |
| 茂原市   | 10           | 5   | 15    | 16           | 4   | 20    | ▲6  | ▲1  | ▲5  |
| 成田市   | 8            | 6   | 14    | 13           | 8   | 21    | ▲5  | ▲2  | ▲7  |
| 佐倉市   | 25           | 10  | 35    | 20           | 11  | 31    | ▲5  | ▲1  | ▲4  |
| 夷金市   | 11           | 3   | 14    | 10           | 6   | 16    | ▲1  | ▲3  | ▲2  |
| 旭市    | 9            | 5   | 14    | 6            | 2   | 8     | ▲3  | ▲3  | ▲6  |
| 習志野市  | 13           | 13  | 26    | 17           | 9   | 26    | ▲4  | ▲4  | ▲0  |
| 柏市    | 41           | 24  | 65    | 34           | 18  | 52    | ▲7  | ▲6  | ▲13 |
| 勝浦市   | 5            | 1   | 6     | 1            | 0   | 1     | ▲4  | ▲1  | ▲5  |
| 市原市   | 40           | 18  | 58    | 40           | 8   | 48    | ▲0  | ▲10 | ▲10 |
| 流山市   | 14           | 8   | 22    | 20           | 9   | 29    | ▲6  | ▲1  | ▲7  |
| 八千代市  | 26           | 16  | 42    | 22           | 8   | 30    | ▲4  | ▲8  | ▲12 |
| 我孫子市  | 14           | 4   | 18    | 14           | 6   | 20    | ▲0  | ▲2  | ▲2  |
| 鶴川市   | 3            | 2   | 5     | 7            | 2   | 9     | ▲4  | ▲0  | ▲4  |
| 鎌ヶ谷市  | 14           | 9   | 23    | 16           | 7   | 23    | ▲2  | ▲2  | ▲0  |
| 君津市   | 17           | 9   | 26    | 14           | 6   | 20    | ▲3  | ▲3  | ▲6  |
| 富津市   | 9            | 5   | 14    | 13           | 6   | 19    | ▲4  | ▲1  | ▲5  |
| 浦安市   | 16           | 4   | 20    | 14           | 9   | 23    | ▲2  | ▲5  | ▲3  |
| 四街道市  | 14           | 6   | 20    | 10           | 5   | 15    | ▲4  | ▲1  | ▲5  |
| 袖ヶ浦市  | 10           | 2   | 12    | 8            | 3   | 11    | ▲2  | ▲1  | ▲1  |
| 八街市   | 5            | 4   | 9     | 10           | 4   | 14    | ▲5  | ▲0  | ▲5  |
| 印西市   | 16           | 3   | 19    | 13           | 3   | 16    | ▲3  | ▲0  | ▲3  |
| 白井市   | 6            | 1   | 7     | 6            | 2   | 8     | ▲0  | ▲1  | ▲1  |
| 喜里市   | 4            | 4   | 8     | 4            | 3   | 7     | ▲0  | ▲1  | ▲1  |
| 南房総市  | 13           | 2   | 15    | 17           | 4   | 21    | ▲4  | ▲2  | ▲6  |
| 匝瑳市   | 6            | 1   | 7     | 10           | 3   | 13    | ▲4  | ▲2  | ▲6  |
| 香取市   | 6            | 5   | 11    | 15           | 7   | 22    | ▲9  | ▲2  | ▲11 |
| 山武市   | 5            | 2   | 7     | 10           | 3   | 13    | ▲5  | ▲1  | ▲6  |
| いすみ市  | 4            | 3   | 7     | 13           | 0   | 13    | ▲9  | ▲3  | ▲6  |
| 大網白里市 | 10           | 2   | 12    | 8            | 0   | 8     | ▲2  | ▲2  | ▲4  |
| 酒々井町  | 0            | 0   | 0     | 3            | 1   | 4     | ▲3  | ▲1  | ▲4  |
| 栄町    | 7            | 3   | 10    | 4            | 4   | 8     | ▲3  | ▲1  | ▲2  |
| 袖崎町   | 2            | 0   | 2     | 1            | 0   | 1     | ▲1  | ▲0  | ▲1  |
| 多古町   | 4            | 0   | 4     | 0            | 2   | 2     | ▲4  | ▲2  | ▲2  |
| 奥庄町   | 3            | 0   | 3     | 0            | 0   | 0     | ▲3  | ▲0  | ▲3  |
| 九十九里町 | 5            | 2   | 7     | 6            | 0   | 6     | ▲1  | ▲2  | ▲1  |
| 芝山町   | 2            | 0   | 2     | 2            | 0   | 2     | ▲0  | ▲0  | ▲0  |
| 横芝光町  | 6            | 2   | 8     | 4            | 1   | 5     | ▲2  | ▲1  | ▲3  |
| 一宮町   | 2            | 1   | 3     | 2            | 0   | 2     | ▲0  | ▲1  | ▲1  |
| 睦沢町   | 3            | 1   | 4     | 3            | 0   | 3     | ▲0  | ▲1  | ▲1  |
| 長生村   | 6            | 1   | 7     | 1            | 0   | 1     | ▲5  | ▲1  | ▲6  |
| 白子町   | 1            | 0   | 1     | 1            | 0   | 1     | ▲0  | ▲0  | ▲0  |
| 長柄町   | 1            | 1   | 2     | 1            | 0   | 1     | ▲0  | ▲1  | ▲1  |
| 長岡町   | 0            | 1   | 1     | 1            | 0   | 1     | ▲1  | ▲1  | ▲0  |
| 大多喜町  | 1            | 1   | 2     | 10           | 3   | 13    | ▲9  | ▲1  | ▲11 |
| 御宿町   | 0            | 0   | 0     | 3            | 2   | 5     | ▲3  | ▲2  | ▲5  |
| 鎌漕町   | 3            | 0   | 3     | 1            | 1   | 2     | ▲2  | ▲1  | ▲1  |
| 計     | 752          | 364 | 1,116 | 766          | 321 | 1,087 | ▲14 | ▲43 | ▲29 |

※各月の暫定数値を集計したため、確定値や他の資料と一致しない場合がある。

## 平成27年度自殺対策実施事業

千葉県健康づくり支援課

### 市町村との連携及び支援の強化

- ◆自殺統計データの提供  
内閣府が発表した各月の自殺統計データを集計し、県内市町村等に情報提供。
- ◆計画策定の支援  
市町村の自殺対策計画の策定を支援するため、市町村の自殺統計分析をモデル的に実施。

### 1 相談事業

- 立ち寄り処 ちば心のキャッチ (船橋 FACE ビル 通年)  
一般社団法人千葉県臨床心理士会に委託

### 2 研修・人材育成事業

- 一般診療科医師に対する自殺対策研修 (浦安市 3月)  
公益社団法人千葉県医師会に委託
- 自殺対策相談支援者研修会 (11月～)

### 3 自死遺族支援事業

- わかちあいの会 ひだまり  
社会福祉法人千葉いのちの電話に委託

### 4 普及啓発事業

- 自殺予防啓発メールの配信 (9月)
- がん予防展、ピンクリボンキャンペーンでの啓発品配付 (9月)
- 多重債務問題街頭啓発キャンペーンでの啓発品配布 (11月)

### 5 その他

- 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議【千葉県開催】(5月)  
9月を「九都県市自殺対策強化月間」と定め、首都圏の九都県市が共同して各種の自殺対策キャンペーンを実施。
- いじめ防止対策研修会及び自殺予防対策研修会 (8月) ※教育庁主催
- 市町村等担当者会議 (9月、3月)

## 自殺対策に関係する主な報道

- 銚子市 犬吠埼パトロール  
犬吠埼灯台周辺での声かけ  
警察、銚子市、観光関係者が官民合同で実施

- 子どもの自殺 9月1日に集中  
18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウイーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。(平成27年版 自殺対策白書より)

- 千葉いのちの電話 相談員が不足
- 厚生労働省 自殺未遂者支援モデル事業を開始  
全国の8医療機関で3年間
- 平成27年の自殺死亡者が減少  
全国の自殺自殺者が18年ぶりに2万5千人を下回る

# 自殺対策基本法の改正に係る経緯

## 法改正に係る主な活動

平成25年11月 「自殺総合対策の推進に不可欠な財源確保に関する緊急要望書」を安倍総理に提出

平成26年6月 「若者自殺対策に関する緊急要望」を菅官房長官に提出

平成27年5月 「自殺のない社会づくり市区町村会」と「自殺対策全国民間ネットワーク」から連名の「自殺総合対策の更なる推進を求める要望書」を受け取り、必要な施策を実現するため参院厚労委で決議を行うことを決定

平成27年6月 参院厚労委が全会一致で「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」を採択。『我々は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。』と前文に謳った通り、基本法の改正に向けた作業を具体的に開始

平成27年8月 「自殺対策基本法の改正に向けた協力」も含めた「自殺総合対策の更なる推進に関する緊急要望」を菅官房長官に提出

平成27年7月～9月 自殺対策基本法の改正に関して、5回にわたり計28団体に対してヒアリングを実施

(実施順)NPO法人蜘蛛の糸、NPO法人自殺予防ネットワーク風、いのちリズベクト。ホワイトリボンキャンペーン、NPO法人POSSE、NPO法人BONDプロジェクト、NPO法人Light Ring、日本自殺総合対策学会、日本自殺予防学会、NPO法人自殺対策支援センターライオンリング、NPO法人全国自死遺族総合支援センター、全国自死遺族連絡会、NPO法人ジェントルハートプロジェクト、自殺のない社会づくり市区町村会、日弁連、自殺問題対策PT、日司連、自死問題対策委員会、自死遺族支援弁護団、一般社団法人社会的包摂サポートセンター、日本いのちの電話連盟、NPO法人東京自殺防止センター、一般社団法人日本臨床心理士会、自殺予防総合対策センター、公益法人日本薬剤師会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、日本精神神経科診療所協会、精神医療被害者連絡会、一般社団法人日本臨床救急医学会、荒川区、大阪府

平成27年9月 関係府省及び関係機関に対して、自殺対策基本法の一部を改正する法律案について意見照会を実施

(関係府省)内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、財務省、(関係機関)全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国保健所長会、全国精神保健福祉センター長会

平成27年9月25日 自殺対策を推進する議員の会「第13回総会」にて、自殺対策基本法の一部を改正する法律案(「ババゴメ前」議連案)を決定

## 改正後の自殺対策基本法の条文について

### 自殺対策基本法

#### 目次

- 第一章 総則 (第一条—第十一条)
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (第十二条—第十四条)
- 第三章 基本的施策 (第十五条—第二十二条)
- 第四章 自殺総合対策会議等 (第二十三条—第二十五条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持つて暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるように努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名善及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者



の親族等の名着及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等のために必要な事項、自殺対策の実施の状況等についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならぬ。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対する共に生きることに関する意識の醸成を図るための教育又は啓発、困難な事態への対処に資する教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発に努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等の適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等の適切な支

援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌5事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二條に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

※ 施行期日

改正法は、平成28年4月1日から施行することとする。

改 正 案

自殺対策基本法（「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」による改正後の平成二十八年四月一日時点のもの）

|   |  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一條）</p> <p>第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二條―第十四條）</p> <p>第三章 基本的施策（第十五條―第二十二條）</p> <p>第四章 自殺総合対策会議等（第二十三條―第二十五條）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となつてきていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十條）</p> <p>第二章 基本的施策（第十一條―第十九條）</p> <p>第三章 自殺総合対策会議（第二十條・第二十一條）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>り、もつて国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。</p> <p>2  自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。</p> <p>3・4   略</p> <p>5  自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2  略</p> | <p>（基本理念）</p> <p>第一条 〔新設〕</p> <p>自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。</p> <p>2・3   略</p> <p>〔新設〕</p> <p>（国の責務）</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>〔地方公共団体の責務〕</p> <p>第四条 略</p> |
|---|---|

3 国は、地方公共団体に対し前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

第四条 [略]

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることなどの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それに基づき、事業を実施するよう努めるものとする。

[新設]

第五条 [略]

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

[新設]

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それに基づき、事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第九条 [略]

第十条 [略]

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

第一条

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

第七条 [略]

第九条 [略]

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

〔自殺総合対策大綱〕

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

〔都道府県自殺対策計画等〕

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

〔都道府県及び市町村に対する交付金の交付〕

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

〔施策の大綱〕

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

第三章 基本的施策

〔調査研究等の推進及び体制整備〕

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等のために必要な事項、自殺対策の実施の状況等についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に属するものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育

第二章 基本的施策

〔調査研究の推進等〕

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効率的かつ効果的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対する共に生きることに関する意識の醸成を図るための教育又は啓発、困難な事態への対処に資する教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発に努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその他の地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

第十九条 [略]

[新設]

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 [略]

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等の適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等の適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 [略]

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二・三 [略]

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 [略]

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二・三 [略]

|   |  |
|---|--|
| <p>(会議の組織等)<br/>第二十四条 [略]<br/>2~7 [略]</p> <p>(必要な組織の整備)<br/>第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。</p> | <p>(組織等)<br/>第二十一条 [略]<br/>2~7 [略]</p> <p>[新設]</p> |
|---|--|

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

|   |   |
|---|---|
| <p>改正案</p>  | <p>厚生労働省設置法（「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」による改正後の平成二十八年四月一日時点のもの）</p>  |
| <p>(所掌事務)<br/>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第三項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。<br/>一 八十九 [略]<br/>八十九の二 自殺総合対策大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十二条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。<br/>九十九~百一十一 [略]<br/>2・3 [略]</p> | <p>(所掌事務)<br/>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。<br/>一 八十九 [略]<br/>八十九の二 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。<br/>九十九~百一十一 [略]<br/>2・3 [略]</p> |

(傍線部分は改正部分)



## 千葉県自殺対策推進計画の改正について

平成 28 年度に現在の千葉県自殺対策推進計画を改正し、平成 29 年度からは、「第 2 次千葉県自殺対策推進計画」に基づく新たな自殺対策事業を推進します。

### ■現在の計画

名称：千葉県自殺対策推進計画

策定：平成 22 年 5 月

期間：平成 22 年度～平成 28 年度（7 年間）

目標：平成 28 年までに 平成 17 年の千葉県の自殺死亡率を 20%以上減少させる。

22.0 → 17.6 （平成 26 年 19.9）

備考：計画内容は国の自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）に合わせている。

### ■今後のスケジュール（案）

平成 28 年度

- ・大綱の改正。〈改正時期未定〉
- ・改正された大綱を参考に、事務局で第 2 次千葉県自殺対策推進計画（以下、「2 次計画」という。）の骨子案を作成し、県庁内関係課に意見照会。
- ・事務局で 2 次計画の素案を作成
- ・ 2 次計画の素案を各委員に報告～意見照会
- ・ 2 次計画の素案を庁内関係課に照会
- ・パブリックコメント（県民への意見照会）の実施
- ・事務局で 2 次計画の最終案を作成
- ・千葉県自殺対策連絡会議で最終案の説明～承認

平成 29 年度

- ・千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正（4 月 1 日）  
（現在の要綱は平成 29 年 3 月 31 日付けで失効）
- ・ 2 次計画の施行

（参考）

- 1 次期計画の内容や計画期間等は、大綱の改正に合わせて判断します。
- 2 大綱の改正が遅れた場合、現在の計画を延長することがあります。